

食品の新たな機能性表示制度 における安全性の確保について (対応方針(案))

平成26年4月4日
消費者庁
厚生労働省

健康被害等の情報収集・危険な商品の流通防止措置に関する対応方針(案)

背景

- 食品衛生法第58条では、医師から保健所への食中毒の届出が義務付けられており、その情報は、保健所より都道府県等を介して厚生労働省へ報告され、関係行政機関への情報の共有を図っている。
- いわゆる健康食品の健康被害については、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」により、保健所において、医療機関や消費者行政機関等と連携し情報収集を図るとともに、消費者からの苦情相談を受け付け、被害発生時には厚生労働省へ報告を行うこととされ、関係行政機関への情報の共有を図っている。
- 食品事業者等が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)を食品衛生法第50条第2項に基づき都道府県、指定都市及び中核市が営業施設に衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として示している。
- 消費者安全法第12条により、行政機関の長等は消費者事故等に関する情報を把握した場合に、消費者庁に通知することが義務付けられており、消費者庁はその情報を集約・分析・公表するとともに、関係行政機関に情報提供を行っている。
- 上記ルート等により、健康被害に関する情報が得られた場合には、必要に応じて、注意喚起や、販売禁止等の措置が講じられることとなる。
- このような中、都道府県等から提供される情報は専門家による一定の評価はなされているものの、結果として件数は少なく、他方で、医療関係者等を介さずに寄せられるPIO-NETの危害情報等は、件数は多いものの消費者の自己評価であることから当該食品と健康被害の因果関係を特定するという面においては、その質が不十分であり、被害情報の質・量が不十分であると指摘されている(「『健康食品』の表示等の在り方に関する建議」(平成25年1月29日 消費者委員会))。

対応方針(案)

上記を踏まえた対応方針(案)としては、次のとおりとする。

- ① 機能性を表示する食品に関する企業等による健康被害等の情報収集体制等を整備
- ② 行政における健康被害等の情報収集・解析手法の研究の推進等

健康被害等の情報収集・危険な商品の流通防止措置に関する対応方針(案)

① 機能性を表示する食品に関する企業等による健康被害等の情報収集体制等を整備

対応方針の具体(案)

- 企業等は、消費者の安全を確保するため、健康被害等の情報収集体制の整備を行う。
 - ・ 消費者の健康影響に関する相談等について、対応部署、相談体制を構築し、併せて消費者へ周知
 - ・ 消費者からの相談について処理経過を含め記録し保存するとともに、社内共有体制を構築 等
- 健康被害情報を踏まえ、迅速に必要な対応ができるよう、緊急時の対応体制を整備
 - ・ 保健所等へ報告する場合にあっては、併せて消費者庁へも報告 等
- また、消費者に確実に伝えるべき次の事項は、容器包装へも表示
 - ・ 消費者対応部局(お客様相談室等)の連絡先(電話番号等)
 - ・ 体調に異常を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨

② 行政における健康被害等の情報収集・解析手法の研究の推進等

対応方針の具体(案)

- 健康食品等を含む消費者事故等に関する情報の収集を強化するため、消費者安全法に基づく通知の徹底、PIO-NET登録時の銘柄名等の記載の徹底等を地方公共団体に働きかける。(消費者庁)
- 健康食品を含む消費者事故等に関する情報について、引き続き適切に分析を行う。(消費者庁)
- 平成26年度まで厚生労働科研費による健康被害等の収集・解析手法の研究を継続し、現行の健康被害等の情報収集・解析手法の改善を検討する。(厚生労働省)
- 上記研究の成果を踏まえつつ、消費者安全法に基づく消費者事故等に関する情報の収集・解析手法についての中長期的な課題を整理する。(消費者庁)
- 必要があると認められるときは、引き続き、現行制度に基づいて、注意喚起、販売禁止等の措置を講じる。(厚生労働省・消費者庁)

対応方針(案)の全体イメージ

